

商標の表示について（要領第5条関係）

（1）使用可能な表示

商標の表示は、ひらがな表示及びローマ字表示（大文字小文字を問わない）に限って使用することができる。

商標名	表示例
かおりん	・かおりん ・Kaorin
あまりん	・あまりん ・Amarin
べにたま	・べにたま ・Benitama

（2）他の語句と組み合わせた表示

他の語句と連続して使用する場合は、違う名称と誤認されるおそれがあるため、使用する場合は、本商標と他の語句の間にスペースを空ける、本商標の語尾にアールマークを付ける、及び行を変える等によって表示することが望ましい。

望ましい表示例	望ましくない表示例
・あまりん □□□	・あまりん□□□
・あまりん®□□□	・□□□あまりん
・あまりん □□□	

（3）その他、商標の誤認を招くおそれがあるため、以下の表示をしないこと。

ア 名称の一部のみを使用しないこと

例：あま □□□、べにた □□

イ 文字の大きさを個別に変えないこと

例：あまりん

ウ 異なるフォントや表示を混ぜないこと

例：あまR I N、あまりん

エ 文字を変形させないこと

例： あまりん